

②

令和7年

市議会 2月定例会議案
(その2)

静岡市

議 案 説 明

議案第20号 令和6年度静岡市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度の静岡市の一般会計の補正予算（第9号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、国の補正予算を活用し、物価高騰対策として、プレミアム付デジタル商品券事業や、公的病院物価高騰対策事業に要する経費のほか、子育て・教育環境の充実として、小中学校校舎トイレフレッシュ事業や小中学校特別教室空調設備整備事業に要する経費の増額等を計上するとともに、各種事業における決算見込みに伴う、事業費の増額等を計上した。

この結果、補正予算の総額は、13,271,790千円の増額となった。

歳出の補正の主なものは、社会福祉費 2,829,991千円、児童福祉費 2,184,291千円、総務管理費 1,831,296千円等の増額、道路橋りょう費 504,569千円、公債費 482,900千円、都市計画費 336,222千円等の減額である。

歳入の補正の主なものは、国庫支出金 5,427,715千円、地方交付税 3,090,951千円等の増額、繰入金 2,144,538千円、諸収入 744,577千円等の減額である。

以上の補正額を加えた累計予算額は、385,809,658千円となる。

なお、繰越明許費は、物価高騰対応重点支援給付金給付事業費等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

債務負担行為の補正は、清水斎場建設事業用地取得費等の追加、中学校特別教室空調設備整備事業費等の変更、企業立地促進事業補助金等の廃止である。

また、市債の補正は、農業振興事業債等の追加、小学校建設事業債等の変更である。

議案第21号 令和6年度静岡市電気事業経営記念基金会計補正予算（第2号）

令和6年度の静岡市の電気事業経営記念基金会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、財産運用収入の増額等に伴い、積立金の増額を計上した。

議案第22号 令和6年度静岡市土地区画整理清算金会計補正予算（第1号）

令和6年度の静岡市の土地区画整理清算金会計の補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰越金の確定に伴い、諸支出金の増額を計上した。

議案第 2 3 号 令和 6 年度静岡市公共用地取得事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度の静岡市の公共用地取得事業会計の補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、公共用地取得費の減額に伴い、市債の減額及び繰入金の増額を計上した。

また、繰越明許費は、街路用地取得費等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものです。

なお、市債の補正は、街路用地取得事業債等の変更である。

議案第 2 4 号 令和 6 年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度の静岡市の母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計の補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰越金の確定に伴い、母子・父子・寡婦福祉資金費の増額を計上した。

議案第 2 5 号 令和 6 年度静岡市公債管理事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度の静岡市の公債管理事業会計の補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、公債費の減額に伴い、繰入金の減額等を計上した。

議案第 2 6 号 令和 6 年度静岡市競輪事業会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度の静岡市の競輪事業会計の補正予算（第 2 号）について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰越金の確定に伴い、業務費及び諸支出金の増額を計上した。

議案第 2 7 号 令和 6 年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度の静岡市の国民健康保険事業会計の補正予算（第 2 号）について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、事業勘定において、繰越金の確定及び総務費等の減額に伴い、繰入金の減額及び予備費の増額等を計上した

また、直営診療施設勘定において、総務費の減額に伴い、繰入金の減額を計上した。

なお、債務負担行為の補正は、お知らせセンター運営費の変更である。

議案第28号 令和6年度静岡市駐車場事業会計補正予算（第2号）

令和6年度の静岡市の駐車場事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、業務費の減額に伴い繰入金の減額等を計上した。

なお、繰越明許費は、静岡駅北口地下駐車場管理経費において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

議案第29号 令和6年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第3号）

令和6年度の静岡市の介護保険事業会計の補正予算（第3号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、保険給付費の増額に伴い、国庫支出金等を増額するとともに、繰越金の確定に伴い、基金積立金の増額等を計上した。

なお、債務負担行為の補正は、PFS活用介護予防事業業務経費等の変更である。

議案第30号 令和6年度静岡市介護保険サービス会計補正予算（第1号）

令和6年度の静岡市の介護保険サービス会計の補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、使用料及び手数料の減額に伴い、繰入金の増額をするとともに、サービス費の増額を計上した。

議案第31号 令和6年度静岡市中央卸売市場事業会計補正予算（第2号）

令和6年度の静岡市の中央卸売市場事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰越金の確定に伴い、総務費を増額するとともに、繰入金の減額を計上した。

なお、債務負担行為の補正は、販売原票等電子報告化システム機器設置費の変更である。

議案第32号 令和6年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

令和6年度の静岡市の後期高齢者医療事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料の増額に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するとともに、諸収入の増額に伴い、諸支出金の増額を計上した。

議案第33号 令和6年度静岡市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

令和6年度の静岡市の簡易水道事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業費用の増額に伴い、営業外収益の増額を計上した。

議案第34号 令和6年度静岡市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

令和6年度の静岡市の農業集落排水事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業費用を減額するとともに、営業外収益の増額を計上した。

議案第35号 令和6年度静岡市水道事業会計補正予算（第4号）

令和6年度の静岡市の水道事業会計の補正予算（第4号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業外収益及び特別利益を増額するとともに、営業費用及び営業外費用の減額を計上した。

また、資本的収支において、国庫（県）支出金及び固定資産売却代金を増額するとともに、負担金及び建設改良費の減額を計上した。

継続費の補正は、葵区牛妻・門屋導水管布設替工事の廃止である。

なお、債務負担行為の補正は、水道料金及び下水道使用料徴収システム改修業務等の廃止である。

議案第36号 令和6年度静岡市下水道事業会計補正予算（第3号）

令和6年度の静岡市の下水道事業会計の補正予算（第3号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業費用及び営業外費用の減額に伴い、営業収益及び営業外収益の減額を計上した。

また、資本的収支において、建設改良費の減額に伴い、企業債及び国庫（県）支出金の減額を計上した。

なお、債務負担行為の補正は、静岡浄化センター水処理監視制御設備改築工事等の廃止である。

議案第37号 静岡市アリーナ建設基金条例の制定について

アリーナの建設に要する経費の財源に充てるため、静岡市アリーナ建設基金を設置することに関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 38号 静岡市子育て支援及び教育振興基金条例の制定について

子育て支援及び教育振興のための事業に要する経費の財源に充てるため、静岡市子育て支援及び教育振興基金を設置することに関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 39号 静岡市文化財及び歴史的まちなみ保存活用基金条例の制定について

文化財及び歴史的なまちなみを保存し、及び活用するための事業に要する経費の財源に充てるため、静岡市文化財及び歴史的まちなみ保存活用基金を設置することに関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 40号 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について

蒲原中学校グラウンドのテニスコートの夜間照明施設を廃止することに伴い、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 41号 静岡市大浜公園条例の一部改正について

静岡市大浜公園の指定管理者による管理等について、必要な事項を定めるため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

自 議案第 42号

訴えの提起について

至 議案第 43号

いずれも、旧井川村が昭和28年に売買契約を締結し、代金の支払いをしたが、所有権移転登記がなされていない土地について、時効取得する所有権移転登記手続きを求めて提訴するもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 44号 損害賠償の額の決定について

独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院移転地の土壤汚染対策について、損害賠償の額を決定するもので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第45号 工事委託契約の変更について

(一) 入江富士見線(桜橋)橋梁架替(その1)工事の委託契約を変更するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第46号 市道路線の廃止について

道路整備に伴い、堤町7号線ほか2路線を廃止するもので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第47号 市道路線の変更について

道路整備に伴い、池田日本平線ほか1路線を変更するもので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第48号 市道路線の認定について

道路整備に伴い、羽鳥一丁目2号線ほか1路線を認定するもので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。

目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 20 号	令和6年度静岡市一般会計補正予算（第9号）	10
議案第 21 号	令和6年度静岡市電気事業経営記念基金会計補正予算（第2号）	34
議案第 22 号	令和6年度静岡市土地区画整理清算基金会計補正予算（第1号）	36
議案第 23 号	令和6年度静岡市公共用地取得事業会計補正予算（第1号）	38
議案第 24 号	令和6年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付基金会計補正予算（第1号）	42
議案第 25 号	令和6年度静岡市公債管理事業会計補正予算（第1号）	44
議案第 26 号	令和6年度静岡市競輪事業会計補正予算（第2号）	46
議案第 27 号	令和6年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）	48
議案第 28 号	令和6年度静岡市駐車場事業会計補正予算（第2号）	53
議案第 29 号	令和6年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第3号）	56
議案第 30 号	令和6年度静岡市介護保険サービス会計補正予算（第1号）	60
議案第 31 号	令和6年度静岡市中央卸売市場事業会計補正予算（第2号）	62
議案第 32 号	令和6年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）	65
議案第 33 号	令和6年度静岡市簡易水道事業会計補正予算（第2号）	67
議案第 34 号	令和6年度静岡市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	68
議案第 35 号	令和6年度静岡市水道事業会計補正予算（第4号）	70
議案第 36 号	令和6年度静岡市下水道事業会計補正予算（第3号）	73
議案第 37 号	静岡市アリーナ建設基金条例の制定について	75
議案第 38 号	静岡市子育て支援及び教育振興基金条例の制定について	77

議案第	39	号	静岡市文化財及び歴史的まちなみ保存活用基金条例の制定について	79
議案第	40	号	静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について	81
議案第	41	号	静岡市大浜公園条例の一部改正について	83
議案第	42	号	訴えの提起について	89
議案第	43	号	訴えの提起について	90
議案第	44	号	損害賠償の額の決定について	93
議案第	45	号	工事委託契約の変更について	94
議案第	46	号	市道路線の廃止について	95
議案第	47	号	市道路線の変更について	96
議案第	48	号	市道路線の認定について	97

令和6年度静岡市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度静岡市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,271,790千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ385,809,658千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の追加及び変更は、「第4表 市債補正」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	138,400,000	3,000,000	141,400,000
	1 市民税	62,545,000	3,000,000	65,545,000
4	配当割交付金	656,000	300,000	956,000
	1 配当割交付金	656,000	300,000	956,000
5	株式等譲渡所得割交付金	894,000	500,000	1,394,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	894,000	500,000	1,394,000
7	法人事業税交付金	1,836,000	200,000	2,036,000
	1 法人事業税交付金	1,836,000	200,000	2,036,000
13	地方交付税	31,408,297	3,090,951	34,499,248
	1 地方交付税	31,408,297	3,090,951	34,499,248
15	分担金及び負担金	764,280	1,509	765,789
	1 負担金	757,155	1,509	758,664
16	使用料及び手数料	8,377,556	△43,719	8,333,837
	1 使用料	6,295,164	120,281	6,415,445
	2 手数料	2,082,392	△164,000	1,918,392
17	国庫支出金	68,949,173	5,427,715	74,376,888
	1 国庫負担金	52,830,733	2,441,152	55,271,885
	2 国庫補助金	15,877,345	2,996,014	18,873,359
	3 国庫委託金	241,095	△9,451	231,644
18	県支出金	21,563,038	1,406,724	22,969,762
	1 県負担金	14,602,879	874,711	15,477,590
	2 県補助金	5,135,256	532,013	5,667,269
19	財産収入	342,088	134,562	476,650
	1 財産運用収入	233,334	70,828	304,162
	2 財産売払収入	108,754	63,734	172,488
20	寄附金	2,901,100	221,863	3,122,963

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄附金	千円 2,901,100	千円 221,863	千円 3,122,963
21	繰入金	14,247,986	△2,144,538	12,103,448
	1 基金繰入金	13,949,520	△2,147,000	11,802,520
	2 特別会計繰入金	298,466	2,462	300,928
23	諸収入	9,242,409	△744,577	8,497,832
	4 受託事業収入	2,502,138	△44,352	2,457,786
	5 収益事業収入	2,200,000	100,000	2,300,000
	6 雑入	4,112,073	△800,225	3,311,848
24	市債	33,541,300	1,921,300	35,462,600
	1 市債	33,541,300	1,921,300	35,462,600
	歳入合計	372,537,868	13,271,790	385,809,658

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	1,020,357	2,080	1,022,437
	1 議会費	1,020,357	2,080	1,022,437
2	総務費	41,552,730	2,462,945	44,015,675
	1 総務管理費	25,205,440	1,831,296	27,036,736
	2 企画費	11,008,958	537,281	11,546,239
	3 徴税費	2,572,695	△22,474	2,550,221
	4 戸籍住民基本台帳費	1,500,349	118,679	1,619,028
	5 選挙費	967,149	889	968,038
	6 統計調査費	63,223	△2,013	61,210
	7 人事委員会費	109,274	1,497	110,771
	8 監査委員費	125,642	△2,210	123,432
3	民生費	127,930,664	6,150,824	134,081,488
	1 社会福祉費	32,560,532	2,829,991	35,390,523
	2 児童福祉費	58,399,177	2,184,291	60,583,468
	3 生活保護費	16,962,558	405,806	17,368,364
	4 災害救助費	3,900	2,174	6,074
	5 国民健康保険費	5,272,333	531,768	5,804,101
	6 介護保険費	12,443,764	225,738	12,669,502
	7 介護保険サービス費	67,900	4,100	72,000
	8 後期高齢者医療費	2,220,500	△33,044	2,187,456
4	衛生費	38,673,344	1,724,398	40,397,742
	1 保健衛生費	7,121,449	1,074,530	8,195,979
	2 保健予防費	10,316,236	868,724	11,184,960
	3 健康対策費	4,578,458	△46,553	4,531,905
	5 清掃費	10,988,226	△177,290	10,810,936
	6 簡易水道費	208,942	237	209,179

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	8 水道費	168,925	4,750	173,675
5	労働費	552,697	△7,727	544,970
	1 労働費	552,697	△7,727	544,970
6	農林水産業費	4,174,426	1,061,191	5,235,617
	1 農業費	1,373,293	1,058,069	2,431,362
	2 林業費	1,456,605	△4,595	1,452,010
	3 水産業費	337,187	△591	336,596
	4 山間地振興費	688,775	8,000	696,775
	5 農業集落排水費	318,566	308	318,874
7	商工費	6,338,192	1,085,551	7,423,743
	1 商工費	3,338,541	966,059	4,304,600
	2 観光費	1,677,689	△24,747	1,652,942
	3 港湾費	1,187,216	148,605	1,335,821
	4 中央卸売市場費	134,746	△4,366	130,380
8	土木費	46,545,204	△864,580	45,680,624
	1 土木管理費	693,284	6,184	699,468
	2 道路橋りょう費	22,575,610	△504,569	22,071,041
	3 河川費	2,341,747	△1,584	2,340,163
	4 都市計画費	9,970,532	△336,222	9,634,310
	5 住宅費	2,463,677	60,903	2,524,580
	6 動物園費	771,501	17,631	789,132
	7 下水道費	7,728,853	△106,923	7,621,930
9	消防費	12,692,604	△49,252	12,643,352
	1 消防費	12,692,604	△49,252	12,643,352
10	教育費	49,463,447	2,202,837	51,666,284
	1 教育総務費	6,329,882	541,932	6,871,814

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 小学校費	19,546,008	1,238,510	20,784,518
	3 中学校費	12,012,329	481,105	12,493,434
	4 高等学校費	1,813,558	△21,948	1,791,610
	5 社会教育費	3,626,419	△43,240	3,583,179
	6 保健体育費	6,135,251	6,478	6,141,729
11	災害復旧費	5,983,891	△13,577	5,970,314
	1 衛生施設災害復旧費	4,766	0	4,766
	2 農林水産施設災害復旧費	1,832,500	0	1,832,500
	4 土木施設災害復旧費	3,888,843	△13,577	3,875,266
12	公債費	37,067,000	△482,900	36,584,100
	1 公債費	37,067,000	△482,900	36,584,100
	歳 出 合 計	372,537,868	13,271,790	385,809,658

第2表 繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等施設整備費 (静岡庁舎外壁修繕事業)	千円 73,000
		静岡へりポート管理費	23,177
	2 企画費	旧清水西河内小学校活用事業 施設整備費補助金	400,000
		海洋文化施設建設事業費	1,000,788
	4 戸籍住民 基本台帳費	登録、証明書交付事務経費 (戸籍等振り仮名記載事業)	145,901
3 民生費	1 社会福祉費	軽費老人ホーム 物価高騰対策事業費補助金	6,800
		高齢者施設等設備整備事業費補助金	31,697
		心身障害者福祉更生援護経費 (障害福祉システム更新事業)	7,220
		施設管理運営費 (しみず社会福祉事業団 排水設備改修事業)	2,103
		施設管理運営費 (心身障害者ケアセンター 発電設備等改修事業)	15,930
		物価高騰対応重点支援給付金給付事業費 (定額減税補足給付金給付事業)	1,393,000
4 衛生費	1 保健衛生費	省エネルギー推進費 (市有施設照明設備LED化事業)	276,400
		脱炭素先行地域再エネ設備等 導入事業費補助金	208,333
	6 簡易水道費	飲料水供給施設等整備費補助金	6,130
6 農林水 産業費	1 農業費	農業構造転換支援事業補助金	1,045,481
		農道等維持管理費 (農道江沢沢線外2)	41,605

		農道等新設改良事業費（市単） （農道蛇塚平野線外2）	5,890
	2 林業費	林道維持管理費（市単） （平野線外5）	132,640
		治山事業費 （足久保奥組外10）	44,010
		違法盛土防災対策事業費負担金	40,950
		3 水産業費	漁港維持管理経費 （用宗漁港施設機能保全事業外1）
	4 山間地 振興費	農山村振興施設管理経費	23,560
7 商工費	1 商工費	中小企業等工業用LPガス料金 高騰対策事業費補助金	10,000
		プレミアム付デジタル商品券事業費	915,000
8 土木費	2 道路 橋りょう費	道路自然災害防除事業費（防交） （（主）梅ヶ島温泉昭和線外1）	18,820
		道路自然災害防除事業費（道交） （関の沢1号線）	29,560
		道路自然災害防除事業費（市単） （（主）梅ヶ島温泉昭和線外21）	466,607
		道路改良事業費（調査） （地域高規格道路調査）	6,000
		道路改良事業費（緊防） （（主）梅ヶ島温泉昭和線外72）	970,650
		橋りょう整備事業費（道交） （足久保栗島線外2）	63,020
	4 都市計画費	都市計画推進経費 （JR静岡駅北口国道横断検討事業外1）	51,500
		都市計画推進経費 （静岡都心地区都市デザイン推進事業）	45,478
		都市圏交通円滑化総合対策事業費 （鉄道駅バリアフリー化事業）	86,163
		恩田原・片山土地地区画整理事業費 （社 総 交）	69,000
		恩田原・片山土地地区画整理事業補助金 （市 単）	151,160

		宮川・水上土地区画整理事業補助金 (市単)	311,500
		静岡駅周辺整備事業費 (都市構造)	35,050
		市街地再開発事業推進費 (御幸町伝馬町線無電柱化事業)	14,260
		清水駅周辺整備推進事業費 (清水駅東口ペDESTリアンデッキ 整備事業)	454,369
		街路整備事業費(社総交) (あさはた線外2)	115,970
		公園整備事業費(社総交) (大浜公園外1)	840,147
		公園整備事業費(防交) (公園施設長寿命化事業外1)	92,220
		公園整備事業費(都市構造) (駿府城公園)	13,634
		公園整備事業費(市単) (日本平公園外3)	129,224
		街区公園整備事業費(市単) (仮称)片山1号公園外5)	146,553
		地籍調査事業費 (袖師町・西久保地区その1外7)	130,100
	5 住宅費	地域居住機能再生推進事業費	35,550
9 消防費	1 消防費	消火栓設置費負担金	31,713
		常備消防庁舎施設整備費	230,167
		非常備消防庁舎施設整備費	62,168
		防災施設維持管理経費 (同報無線デジタル化整備事業)	550,000
		防災施設維持管理経費 (災害時情報通信手段整備事業)	28,590
		防災施設維持管理経費 (災害用トイレカー整備事業)	19,000
		防災施設維持管理経費 (避難所環境改善事業)	146,210

		急傾斜地崩壊対策事業費	4,202
10 教育費	2 小学校費	校舎等改修事業費 (特別教室空調設備整備事業)	573,000
		校舎等改修事業費 (校舎トイレリフレッシュ事業)	914,504
	3 中学校費	校舎等改修事業費 (特別教室空調設備整備事業)	274,783
		校舎等改修事業費 (校舎トイレリフレッシュ事業)	503,586
	5 社会教育費	駿府城跡天守台野外展示施設 建 設 事 業 費	40,024

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
			千円	千円
6 農産林水費	2 林業費	林道整備事業費(市単) (林道東俣線外10)	77,033	176,839
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路舗装整備事業費(防交) (国)150号外7)	128,350	428,778
		道路舗装整備事業費(市単) (国)150号外38)	24,220	330,070
		道路附属施設更新事業費(防交) (主)山脇大谷線外4)	42,000	85,580
		道路附属施設更新事業費(市単) (主)山脇大谷線外8)	10,651	50,515
		道路改良事業費(社総交) (主)井川湖御幸線外3)	51,711	119,771
		道路改良事業費(道交) (清地1号線外4)	25,000	506,110
		道路改良事業費(防交) (主)山脇大谷線外2)	90,000	495,220
		道路改良事業費(公共) (国)150号外2)	119,880	262,500
		道路改良事業費(市単) (国)150号外56)	59,180	520,597
		交通安全施設整備事業費(防交) (南安倍町曲金一丁目線外17)	127,630	323,730
		交通安全施設整備事業費(公共) (御幸町鷹匠町2号線外3)	40,000	148,440
		交通安全施設整備事業費(市単) (南安倍町曲金一丁目線外27)	53,850	123,799
		橋りょう整備事業費(公共) (主)山脇大谷線外41)	546,945	2,168,298
	橋りょう整備事業費(市単) (主)山脇大谷線外65)	46,880	195,752	
	3 河川費	河川改修事業費(防交) (大内新田地区雨水貯留施設外3)	145,890	272,680

		河川改修事業費（市単） （（準）旧大谷川外39）	265,400	768,217
	4 都市計画費	街路整備事業費（防交） （宮前岳美線）	108,222	161,742
		街路整備事業費（公共） （宮前岳美線外5）	56,000	358,040
		街路整備事業費（緊防） （宮前岳美線外10）	7,950	208,534
		街路整備事業費（市単） （駒形井宮線外12）	7,300	159,530
11 災害復旧費	2 農林水産施設 災害復旧費	単独災害復旧事業費 （林道相沢線外111）	79,000	397,692

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
静岡看護専門学校 昇降機改修事業費	令和7年度	32,000千円 令和6年度に静岡看護専門学校昇降機修繕契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
小学校教室等 改修事業費	令和7年度	15,400千円 令和6年度に小学校教室等修繕契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
中学校教室等 改修事業費	令和7年度	13,200千円 令和6年度に中学校教室等修繕契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。

事 項	区分	期 間	限 度 額
< 追 加 後 事 業 費 > 清 水 齋 地 取 建 設 費	追 加 前	自 令 和 5 年 度 至 令 和 7 年 度	5 6 6, 2 0 0 千 円
	追 加 後	自 令 和 5 年 度 至 令 和 8 年 度	5 6 6, 2 0 0 千 円
< 日 道 用 > 本 路 地 取 平 整 備 部 事 費	追 加 前	自 令 和 5 年 度 至 令 和 7 年 度	1 9 0, 0 0 0 千 円
	追 加 後	自 令 和 5 年 度 至 令 和 8 年 度	1 9 0, 0 0 0 千 円

(変更)

事 項	区分	期 間	限 度 額
総 合 行 政 用 ネ ッ ト ワ ー ク フ ァ イ ア ウ ェ 及 び 周 辺 機 器 設 置 費	変 更 前	自 令 和 7 年 度 至 令 和 1 1 年 度	7 9, 5 0 0 千 円
	変 更 後	自 令 和 7 年 度 至 令 和 1 1 年 度	3 7, 7 3 0 千 円
市 政 総 合 ネ ッ ト ワ ー ク パ ソ コ ン 機 器 設 置 費 (令 和 6 年 度 分)	変 更 前	自 令 和 7 年 度 至 令 和 1 1 年 度	1 4 5, 6 0 0 千 円
	変 更 後	自 令 和 7 年 度 至 令 和 1 1 年 度	1 4 0, 9 4 3 千 円
住 民 記 録 シ ス テ ム ・ 共 通 基 盤 シ ス テ ム 機 器 等 設 置 費	変 更 前	自 令 和 7 年 度 至 令 和 1 1 年 度	2 1 0, 9 0 0 千 円
	変 更 後	自 令 和 7 年 度 至 令 和 1 1 年 度	1 6 9, 2 9 0 千 円
お 知 ら せ セ ン タ ー 運 営 費	変 更 前	自 令 和 7 年 度 至 令 和 9 年 度	2 1, 3 0 0 千 円
	変 更 後	自 令 和 7 年 度 至 令 和 9 年 度	2 0, 1 1 2 千 円
固 路 業 定 線 務 資 価 経 産 付 経 税 設 費	変 更 前	自 令 和 7 年 度 至 令 和 8 年 度	3 2, 6 0 0 千 円
	変 更 後	自 令 和 7 年 度 至 令 和 8 年 度	3 0, 7 7 4 千 円
住 民 基 本 台 帳 ネ ッ ト ワ ー ク シ ス テ ム 機 器 設 置 費	変 更 前	自 令 和 7 年 度 至 令 和 1 1 年 度	1 0, 7 8 0 千 円
	変 更 後	自 令 和 7 年 度 至 令 和 1 1 年 度	9, 7 9 9 千 円

戸籍システム機器等 設置費	変更前	自令和7年度 至令和11年度	6,608千円
	変更後	自令和7年度 至令和11年度	6,111千円
住民基本台帳 ネットワークシステム 更新経費	変更前	令和7年度	39,930千円
	変更後	令和7年度	38,500千円
戸籍等証明書出力用 機器等設置費 (市民サービス分)	変更前	自令和7年度 至令和9年度	23,430千円
	変更後	自令和7年度 至令和9年度	19,310千円
住民基本台帳 ネットワークシステム 設置費 (その1)	変更前	自令和7年度 至令和9年度	31,140千円
	変更後	自令和7年度 至令和9年度	22,755千円
住民基本台帳 ネットワークシステム 設置費 (その2)	変更前	自令和7年度 至令和12年度	147,900千円
	変更後	自令和7年度 至令和12年度	131,726千円
福祉システム機器等 設置費(福祉端末分) (令和6年度分)	変更前	自令和7年度 至令和11年度	24,300千円
	変更後	自令和7年度 至令和11年度	24,296千円
福祉システム機器等 設置費(介護端末分) (令和6年度分)	変更前	自令和7年度 至令和11年度	145,800千円
	変更後	自令和7年度 至令和11年度	145,260千円

後期高齢者医療 広域連合電算処 システム機器等設置費	変更前	自令和7年度 至令和11年度	21,460千円
	変更後	自令和7年度 至令和11年度	21,330千円
オキシズ放課後児童 対策業務経費	変更前	自令和7年度 至令和9年度	51,900千円
	変更後	自令和7年度 至令和9年度	51,831千円
児童クラブ 運営業務経費	変更前	令和7年度	456,400千円
	変更後	令和7年度	421,130千円
静岡看護専門学 校教育機器設置費	変更前	自令和7年度 至令和11年度	15,960千円
	変更後	自令和7年度 至令和11年度	15,456千円
清水看護専門学 校教育機器設置費	変更前	自令和7年度 至令和11年度	15,960千円
	変更後	自令和7年度 至令和11年度	15,456千円
静岡斎場火葬棟 空調設備更新事業費	変更前	令和7年度	85,000千円
	変更後	令和7年度	41,690千円
清北水法面崩 場落費	変更前	令和7年度	250,000千円
	変更後	令和7年度	146,000千円

こどもクリエイティブ タウンOA機器等費	変更前	自令和7年度	8,250千円
	変更後	至令和11年度	8,246千円
産学交流センター OA機器等設置費	変更前	自令和7年度	26,500千円
	変更後	至令和11年度	23,950千円
企業立地促進事業 補助金(令和6年度)	変更前	自令和7年度	120,000千円
	変更後	至令和9年度	100,000千円
企業立地促進事業 補助金(令和6年度)	変更前	自令和7年度	100,000千円
	変更後	至令和8年度	100,000千円
企業立地促進事業 補助金(令和6年度)	変更前	自令和7年度	343,000千円
	変更後	至令和13年度	279,240千円
ふれあい健康増進館 ゆ・ら・ら入退館費 システム機器等設置	変更前	自令和7年度	6,680千円
	変更後	至令和11年度	6,630千円
建築設計積算システム 機器設置費	変更前	自令和7年度	24,500千円
	変更後	至令和11年度	23,335千円
市営住宅設置費 給湯設備設置費 (伝馬町新田団地改良 住宅第8号棟外3棟)	変更前	自令和7年度	20,800千円
	変更後	至令和16年度	13,552千円

市給湯(外) 営設(清水3) 備置(三光町棟) 宅費地)	変更前	自令和7年度 至令和16年度	17,200千円
	変更後	自令和7年度 至令和16年度	11,126千円
小教 育 機 器 設 置 校 費	変更前	自令和7年度 至令和11年度	176,000千円
	変更後	自令和7年度 至令和11年度	169,098千円
中 学 校 特 別 教 室 空 調 設 備 整 備 事 業 費	変更前	令 和 7 年 度	1,200,000千円
	変更後	令 和 7 年 度	651,000千円
中 学 校 特 別 教 室 空 調 設 備 整 備 監 理 業 務 経 費	変更前	令 和 7 年 度	68,000千円
	変更後	令 和 7 年 度	26,103千円
静 岡 市 立 高 等 学 校 校 務 用 情 報 機 器 設 置 費	変更前	自令和7年度 至令和11年度	67,830千円
	変更後	自令和7年度 至令和11年度	67,403千円
	変更後	自令和7年度 至令和11年度	600,000千円
清 水 桜 が 丘 高 等 学 校 情 報 通 信 機 器 設 置 費	変更前	自令和7年度 至令和11年度	600,000千円
	変更後	自令和7年度 至令和11年度	586,050千円
	変更後	自令和7年度 至令和11年度	586,050千円
埋 蔵 文 化 財 務 費 発 掘 調 査 業 務 パ ソ コ ン 機 器 設 置	変更前	自令和7年度 至令和10年度	1,680千円
	変更後	自令和7年度 至令和10年度	1,616千円
	変更後	自令和7年度 至令和10年度	1,616千円

登録機 蔵品 器 博覧 等設 物シ テ 館ム 費	変更前	自令和7年度 至令和10年度	22,600千円
	変更後	自令和7年度 至令和10年度	22,468千円
丸子学 業 校給 務 給食 セ ン タ ー 理	変更前	自令和7年度 至令和9年度	906,600千円
	変更後	自令和7年度 至令和9年度	870,864千円
中学学 業 校給 務 給食 セ ン タ ー 理	変更前	自令和7年度 至令和9年度	887,100千円
	変更後	自令和7年度 至令和9年度	839,520千円
両学学 業 校給 務 給食 セ ン タ ー 理	変更前	自令和7年度 至令和9年度	256,200千円
	変更後	自令和7年度 至令和9年度	222,093千円
藁科 学 業 校給 務 給食 セ ン タ ー 理	変更前	自令和7年度 至令和9年度	161,400千円
	変更後	自令和7年度 至令和9年度	114,444千円
西島学 業 校給 務 給食 セ ン タ ー 理	変更前	自令和7年度 至令和9年度	863,100千円
	変更後	自令和7年度 至令和9年度	862,350千円

(廃止)

事 項	期 間	限 度 額
静岡市立東豊田中央こども園 仮設園舎借上業務	自令和7年度 至令和9年度	110,000千円
企業立地促進事業 補助(令和6年度 その3)	自令和7年度 至令和10年度	173,208千円
静岡市民文化会館 再整備事業(その2)	自令和7年度 至令和10年度	16,148,000千円

第4表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業振興事業	千円 140,400	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
治山災害復旧事業	48,100	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 3 借入時期 令和6年度 ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	

(変 更)

△印は減

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
企 画 調 整 事 業	2,250,000	200,000	2,450,000
老人福祉施設整備事業	5,100	300	5,400
環境政策施設整備事業	15,000	193,700	208,700
斎 場 整 備 事 業	3,300	600	3,900
清掃工場施設整備事業	789,400	27,400	816,800
最終処分場整備事業	684,600	2,800	687,400
農道等新設改良事業	160,700	14,800	175,500
林 道 事 業	318,100	79,100	397,200
港 湾 建 設 事 業	559,100	151,100	710,200
道 路 維 持 事 業	1,774,900	△ 18,100	1,756,800
道 路 新 設 改 良 事 業	6,784,600	△ 323,800	6,460,800
交通安全施設整備事業	423,600	△ 4,100	419,500
橋りょう整備事業	1,480,700	28,800	1,509,500
市街地整備事業	178,600	△ 131,100	47,500
草薙駅周辺整備事業	25,800	△ 6,400	19,400
公 園 整 備 事 業	958,700	△ 28,600	930,100
公営住宅建設事業	229,100	△ 4,500	224,600
災 害 対 策 事 業	1,608,900	72,400	1,681,300

小学校建設事業	197,200	1,110,200	1,307,400
中学校建設事業	662,800	360,400	1,023,200
斎場災害復旧事業	4,700	1,000	5,700
農業用施設 災害復旧事業	166,200	△ 12,200	154,000
林道災害復旧事業	413,500	49,000	462,500
漁港災害復旧事業	40,000	△ 30,000	10,000

議案第 21 号

令和 6 年度静岡市電気事業経営記念基金会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度静岡市の電気事業経営記念基金会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,704 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 280,717 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 10 日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	277,911	2,593	280,504
	1 財産運用収入	277,911	2,593	280,504
3	諸収入	2	111	113
	1 預金利子	1	111	112
	歳 入 合 計	278,013	2,704	280,717

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	積立金	277,121	2,704	279,825
	1 積立金	277,121	2,704	279,825
	歳 出 合 計	278,013	2,704	280,717

令和 6 年度静岡市土地区画整理清算金会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度静岡市の土地区画整理清算金会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 107 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 207 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 10 日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	繰越金	1	107	108
	1 繰越金	1	107	108
	歳入合計	100	107	207

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	諸支出金	100	107	207
	1 一般会計繰出金	100	107	207
	歳出合計	100	107	207

令和6年度静岡市公共用地取得事業会計補正予算（第1号）

令和6年度静岡市の公共用地取得事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ710,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市債	1,400,000	△693,600	706,400
	1 市債	1,400,000	△693,600	706,400
2	繰入金	0	3,600	3,600
	1 他会計繰入金	0	3,600	3,600
	歳 入 合 計	1,400,000	△690,000	710,000

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	公共用地取得費	1,400,000	△690,000	710,000
	1 公共用地取得費	1,400,000	△690,000	710,000
	歳 出 合 計	1,400,000	△690,000	710,000

第2表 繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額
1 公共用地 取得費	1 公共用地 取得費	道路用地取得費 (庵原町山原線)	千円 4,635
		街路用地取得費 (丸子池田線外6)	449,329

第3表 市債補正

(変更)

△印は減

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	千円	千円	千円
道路用地取得事業	270,000	△ 240,400	29,600
街路用地取得事業	1,130,000	△ 453,200	676,800

議案第24号

令和6年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計補正予算（第1号）

令和6年度静岡市の母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ263,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ590,536千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰越金	59,990	263,736	323,726
	1 繰越金	59,990	263,736	323,726
	歳入合計	326,800	263,736	590,536

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	母子・父子・寡婦福祉資金費	326,800	263,736	590,536
	1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	311,260	263,736	574,996
	歳出合計	326,800	263,736	590,536

令和6年度静岡市公債管理事業会計補正予算（第1号）

令和6年度静岡市の公債管理事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ466,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,815,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	266,600	16,900	283,500
	1 財産運用収入	266,600	16,900	283,500
2	繰入金	43,924,600	△482,900	43,441,700
	1 他会計繰入金	37,058,000	△499,800	36,558,200
	2 基金繰入金	6,866,600	16,900	6,883,500
	歳 入 合 計	59,281,000	△466,000	58,815,000

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	公債費	59,280,900	△466,000	58,814,900
	1 公債費	59,280,900	△466,000	58,814,900
	歳 出 合 計	59,281,000	△466,000	58,815,000

令和6年度静岡市競輪事業会計補正予算（第2号）

令和6年度静岡市の競輪事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420,424千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,183,714千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	304,276	420,424	724,700
	1 繰越金	304,276	420,424	724,700
	歳 入 合 計	36,763,290	420,424	37,183,714

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	業務費	2,391,478	320,424	2,711,902
	1 業務費	2,391,478	320,424	2,711,902
3	諸支出金	600,000	100,000	700,000
	1 一般会計繰出金	600,000	100,000	700,000
	歳 出 合 計	36,763,290	420,424	37,183,714

令和 6 年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度静岡市の国民健康保険事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 388,081 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,926,214 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 2 月 10 日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正 (事業勘定)

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険料	11,968,524	△285,144	11,683,380
	1 国民健康保険料	11,968,524	△285,144	11,683,380
6	県支出金	47,685,496	24,100	47,709,596
	1 県補助金	47,685,495	24,100	47,709,595
7	財産収入	2,932	660	3,592
	1 財産運用収入	2,932	660	3,592
8	繰入金	6,143,205	△146,853	5,996,352
	1 他会計繰入金	5,191,105	539,147	5,730,252
	2 基金繰入金	952,100	△686,000	266,100
9	繰越金	1	802,697	802,698
	1 繰越金	1	802,697	802,698
	歳 入 合 計	66,415,805	395,460	66,811,265

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	1,421,229	△29,500	1,391,729
	1 総務管理費	740,379	△15,500	724,879
	2 徴収費	679,643	△14,000	665,643
2	保険給付費	46,765,431	24,100	46,789,531
	1 療養諸費	40,494,262	24,100	40,518,362
3	国民健康保険事業費納付金	17,211,112	△11	17,211,101
	1 医療給付費分	11,286,309	22,572	11,308,881
	2 後期高齢者支援金等分	4,450,664	△29,328	4,421,336
	3 介護納付金分	1,474,139	6,745	1,480,884
7	基金積立金	2,932	660	3,592
	1 基金積立金	2,932	660	3,592
10	予備費	1	400,211	400,212
	1 予備費	1	400,211	400,212
	歳 出 合 計	66,415,805	395,460	66,811,265

第1表 歳入歳出予算補正 (直営診療施設勘定)

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	94,266	△7,379	86,887
	1 一般会計繰入金	68,628	△7,379	61,249
	歳入合計	122,328	△7,379	114,949

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	80,412	△7,379	73,033
	1 施設管理費	80,306	△7,379	72,927
	歳出合計	122,328	△7,379	114,949

第2表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	区分	期 間	限 度 額
お 知 ら せ セ ン タ ー 費 運 営	変 更 前	自 令 和 7 年 度	10,500千円
		至 令 和 9 年 度	
	変 更 後	自 令 和 7 年 度	9,906千円
		至 令 和 9 年 度	

令和6年度静岡市駐車場事業会計補正予算（第2号）

令和6年度静岡市の駐車場事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,293千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,227,726千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	繰入金	56,419	△2,414	54,005
	1 一般会計繰入金	56,419	△2,414	54,005
3	繰越金	100	121	221
	1 繰越金	100	121	221
	歳 入 合 計	125,019	△2,293	122,726

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	業務費	106,337	△2,293	104,044
	1 業務費	106,337	△2,293	104,044
	歳 出 合 計	125,019	△2,293	122,726

第2表 繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額
1 業務費	1 業務費	静岡駅北口地下駐車場管理経費 (駐車設備修繕業務)	千円 30,224

令和6年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第3号）

令和6年度静岡市の介護保険事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,590,335千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,048,847千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	15,632,071	△4,963	15,627,108
	1 介護保険料	15,632,071	△4,963	15,627,108
3	国庫支出金	16,432,044	487,899	16,919,943
	1 国庫負担金	12,564,349	399,071	12,963,420
	2 国庫補助金	3,867,695	88,828	3,956,523
4	支払基金交付金	19,238,159	490,785	19,728,944
	1 支払基金交付金	19,238,159	490,785	19,728,944
5	県支出金	10,185,764	387,030	10,572,794
	1 県負担金	9,876,194	389,949	10,266,143
	2 県補助金	309,570	△2,919	306,651
6	財産収入	2,839	320	3,159
	1 財産運用収入	2,839	320	3,159
7	繰入金	11,775,735	1,026,251	12,801,986
	1 一般会計繰入金	11,215,959	225,738	11,441,697
	2 基金繰入金	559,776	800,513	1,360,289
8	繰越金	178,161	203,013	381,174
	1 繰越金	178,161	203,013	381,174
	歳 入 合 計	73,458,512	2,590,335	76,048,847

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	1,570,265	△40,000	1,530,265
	1 総務管理費	1,225,968	△40,000	1,185,968
2	保険給付費	69,056,654	2,128,624	71,185,278
	1 介護サービス等諸費	64,322,490	1,945,679	66,268,169
	2 介護予防サービス等諸費	1,677,722	36,027	1,713,749
	4 高額介護サービス等費	1,541,574	134,918	1,676,492
	6 高額医療合算介護サービス等費	207,016	12,000	219,016
3	地域支援事業費	2,336,620	△489	2,336,131
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,964,726	20,639	1,985,365
	2 一般介護予防事業費	107,514	△17,000	90,514
	3 包括的支援事業・任意事業費	259,511	△4,128	255,383
4	基金積立金	2,839	309,722	312,561
	1 基金積立金	2,839	309,722	312,561
6	諸支出金	489,655	192,478	682,133
	1 償還金及び還付加算金	191,789	192,478	384,267
	歳 出 合 計	73,458,512	2,590,335	76,048,847

第2表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	区分	期 間	限 度 額
P F S 活 用 介 護 予 防 事 業 費 業 務 経 理	変更前	自令和7年度 至令和8年度	38,000千円
	変更後	自令和7年度 至令和8年度	37,990千円
P F S 活 用 介 護 予 防 事 業 効 果 検 証 費 業 務 経 理	変更前	自令和7年度 至令和8年度	13,000千円
	変更後	自令和7年度 至令和8年度	12,975千円

令和6年度静岡市介護保険サービス会計補正予算（第1号）

令和6年度静岡市の介護保険サービス会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ521千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,521千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	45,590	△3,579	42,011
	1 使用料	41,699	△2,595	39,104
	2 手数料	3,891	△984	2,907
2	繰入金	67,900	4,100	72,000
	1 一般会計繰入金	67,900	4,100	72,000
	歳 入 合 計	114,000	521	114,521

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	サービス費	113,500	521	114,021
	1 サービス事業費	113,500	521	114,021
	歳 出 合 計	114,000	521	114,521

令和6年度静岡市中央卸売市場事業会計補正予算（第2号）

令和6年度静岡市の中央卸売市場事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ696,803千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	134,746	△4,366	130,380
	1 一般会計繰入金	134,746	△4,366	130,380
4	繰越金	21,000	5,223	26,223
	1 繰越金	21,000	5,223	26,223
	歳 入 合 計	695,946	857	696,803

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	693,946	857	694,803
	1 総務管理費	688,438	857	689,295
	歳 出 合 計	695,946	857	696,803

第2表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	区分	期 間	限 度 額
販売原票等電子報告化システム機器設置費	変更前	自令和7年度 至令和11年度	1,400千円
	変更後	自令和7年度 至令和11年度	1,358千円

令和6年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

令和6年度静岡市の後期高齢者医療事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128,383千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,685,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	9,947,200	159,072	10,106,272
	1 後期高齢者医療保険料	9,947,200	159,072	10,106,272
2	繰入金	2,220,500	△33,044	2,187,456
	1 一般会計繰入金	2,220,500	△33,044	2,187,456
4	諸収入	28,900	2,355	31,255
	2 預金利子	500	2,355	2,855
	歳 入 合 計	12,556,871	128,383	12,685,254

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療広域連合納付金	12,530,071	126,028	12,656,099
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	12,530,071	126,028	12,656,099
2	諸支出金	26,800	2,355	29,155
	2 繰出金	500	2,355	2,855
	歳 出 合 計	12,556,871	128,383	12,685,254

令和6年度静岡市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

△印は減

第1条 令和6年度簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
収 入				
第1款	簡易水道事業収益	154,259千円	237千円	154,496千円
第2項	営業外収益	138,331千円	237千円	138,568千円
支 出				
第1款	簡易水道事業費用	136,942千円	237千円	137,179千円
第1項	営業費用	125,450千円	237千円	125,687千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「当年度分損益勘定留保資金等 11,383千円及び当年度未処分利益剰余金 16,317千円」を「減債積立金 2,272千円、過年度分損益勘定留保資金 570千円、当年度分損益勘定留保資金 11,146千円及び当年度利益剰余金処分量 13,712千円」に改める。

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
(1) 職員給与費	26,714千円	307千円	27,021千円

第5条 予算第7条に定めた他会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
100,460千円	237千円	100,697千円

第6条 予算第8条に定めた利益剰余金の処分の金額を次のように改める。

(1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。	13,712千円
-----------------------------	----------

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

令和6年度静岡市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

△印は減

第1条 令和6年度農業集落排水事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
収 入				
第1款	農業集落排水事業収益	459,466千円	9,582千円	469,048千円
第2項	営業外収益	412,125千円	9,582千円	421,707千円
支 出				
第1款	農業集落排水事業費用	459,466千円	△19,450千円	440,016千円
第1項	営業費用	416,771千円	△19,450千円	397,321千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,203千円及び当年度分損益勘定留保資金 100,356千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 500千円、引継金 3,477千円、当年度分損益勘定留保資金 68,550千円及び当年度利益剰余金処分量 29,032千円」に改める。

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
(1) 職員給与費	50,859千円	308千円	51,167千円

第5条 予算第9条に定めた他会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
179,787千円	29,340千円	209,127千円

第6条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち29,032千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和6年度静岡市水道事業会計補正予算（第4号）

△印は減

第1条 令和6年度水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	（補正前）	（補正後）
(4) 主要な建設改良事業		
水道整備費	6,752,025千円	6,735,225千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決額）	（補正額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 水道事業収益	12,322,396千円	45,264千円	12,367,660千円
第2項 営業外収益	938,107千円	43,305千円	981,412千円
第3項 特別利益	7,223千円	1,959千円	9,182千円
支 出			
第1款 水道事業費用	10,922,531千円	△104,000千円	10,818,531千円
第1項 営業費用	9,886,496千円	△49,000千円	9,837,496千円
第2項 営業外費用	1,030,483千円	△55,000千円	975,483千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,661,450千円は、減債積立金 1,992,500千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 568,884千円、過年度分損益勘定留保資金 3,081,593千円及び当年度分損益勘定留保資金 18,473千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,578,441千円は、減債積立金 1,992,500千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 568,858千円、過年度分損益勘定留保資金 3,017,083千円」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既 決 額) (補 正 額) (計)

収 入

第5項の次に「第6項 固定資産売却代金」を加える。

第1款	資 本 的 収 入	3,872,000千円	66,209千円	3,938,209千円
第2項	国庫(県)支出金	50,000千円	78,000千円	128,000千円
第4項	負 担 金	150,043千円	△12,304千円	137,739千円
第6項	固定資産売却代金	0千円	513千円	513千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	9,533,450千円	△16,800千円	9,516,650千円
第1項	建 設 改 良 費	7,146,027千円	△16,800千円	7,129,227千円

第5条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり廃止する。

(廃 止)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	葵区牛妻・門屋導水管 布 設 替 工 事	3,500,000 千円	6年度	0 千円
				7年度	350,000
				8年度	2,100,000
				9年度	1,050,000

第6条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり廃止する。

(廃 止)

事 項	期 間	限度額
水道料金及び下水道使用料徴収システム改修業務	令和7年度	7,150千円
静清処理区編入切替整備事業(水道事業負担分)	令和7～8年度	2,600千円

第7条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目) (既 決 額) (補 正 額) (計)

(1) 職 員 給 与 費	1,599,591千円	△67,404千円	1,532,187千円
---------------	-------------	-----------	-------------

第8条 予算第11条に定めた他会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既 決 額) (補 正 額) (計)

95,425千円	△2,768千円	92,657千円
----------	----------	----------

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

令和6年度静岡市下水道事業会計補正予算（第3号）

△印は減

第1条 令和6年度下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	（補正前）	（補正後）
（4） 主要な建設改良事業		
下水道整備事業	11,906,831千円	10,901,160千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決額）	（補正額）	（ 計 ）
収 入				
第1款	下水道事業収益	22,457,218千円	△203,806千円	22,253,412千円
第1項	営業収益	16,145,671千円	△78,700千円	16,066,971千円
第2項	営業外収益	6,311,547千円	△125,106千円	6,186,441千円
支 出				
第1款	下水道事業費用	22,299,559千円	△293,301千円	22,006,258千円
第1項	営業費用	20,439,976千円	△146,301千円	20,293,675千円
第2項	営業外費用	1,853,812千円	△147,000千円	1,706,812千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,161,095千円は、減債積立金1,699,257千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額706,948千円及び当年度分損益勘定留保資金6,754,890千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,128,763千円は、減債積立金1,718,161千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額686,691千円及び当年度分損益勘定留保資金6,723,911千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
	収	入	
第1款 資 本 的 収 入	12,121,000 千円	△977,239 千円	11,143,761 千円
第1項 企 業 債	8,708,300 千円	△532,500 千円	8,175,800 千円
第3項 国庫(県)支出金	2,698,035 千円	△444,739 千円	2,253,296 千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	21,282,095 千円	△1,009,571 千円	20,272,524 千円
第1項 建 設 改 良 費	11,953,095 千円	△1,009,571 千円	10,943,524 千円

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり廃止する。

事 項	期 間	限度額
雨水管逆流防止施設整備事業	令和7年度	30,000 千円
清水南部浄化センター汚泥処理棟解体工事	令和7年度	595,352 千円
静清浄化センター水処理監視制御設備改築工事	令和7～9年度	3,202,691 千円
浜田ポンプ場汚水ポンプ機械設備改築工事	令和7年度	240,989 千円
浜田ポンプ場汚水ポンプ電気設備改築工事	令和7年度	84,866 千円

第6条 予算第6条に定めた企業債限度額「8,708,300千円」を「8,175,800千円」に改める。

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1,714,964 千円	12,469 千円	1,727,433 千円

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市アリーナ建設基金条例の制定について

静岡市アリーナ建設基金条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市アリーナ建設基金条例

(設置)

第1条 アリーナの建設に要する経費の財源に充てるため、静岡市アリーナ建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) アリーナの建設のための寄附金
- (2) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる金額
- (3) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市子育て支援及び教育振興基金条例の制定について

静岡市子育て支援及び教育振興基金条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市子育て支援及び教育振興基金条例

(設置)

第1条 子育ての支援及び教育の振興のための事業（以下「事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、静岡市子育て支援及び教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 事業のための寄附金
- (2) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる金額
- (3) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市文化財及び歴史的まちなみ保存活用基金条例の制定について

静岡市文化財及び歴史的まちなみ保存活用基金条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市文化財及び歴史的まちなみ保存活用基金条例

(設置)

第1条 文化財及び歴史的まちなみを保存し、及び活用するための事業（以下「事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、静岡市文化財及び歴史的まちなみ保存活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 事業のための寄附金
- (2) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる金額
- (3) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予

算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「		
蒲原中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市清水区蒲原49番地	を
」		
「		
蒲原中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区蒲原49番地	に、
」		
「		
宮竹小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区宮竹二丁目12番1号	を
蒲原中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市清水区蒲原49番地	
」		
「		
宮竹小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区宮竹二丁目12番1号	に
」		

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市大浜公園条例の一部改正について

静岡市大浜公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 0 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市大浜公園条例の一部を改正する条例

静岡市大浜公園条例（令和 5 年静岡市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 31 年法律第 79 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 8 条中「静岡市都市公園条例（平成 15 年静岡市条例第 231 号）」を「都市公園条例」に改め、同条を第 18 条とし、同条の前に次の 4 条を加える。

（指定管理者の原状回復の義務）

第 14 条 指定管理者は、その指定に係る業務の管理の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（公園施設の設置又は管理の許可等）

第 15 条 公園における公園施設の設置若しくは管理の許可又は占用及びこれらに係る使用料については、静岡市都市公園条例（平成 15 年静岡市条例第 231 条。以下「都市公園条例」という。）

第 3 章第 3 節から第 5 節までの定めるところによる。

（利用権の譲渡等の禁止等）

第 16 条 公園における利用権の譲渡等の禁止、権利の承継、報告の徴収及び立入検査、工作物等の保管等の手続、利用の許可の取消し等、原状回復の義務、利用等に関する工事等の届出並びに損害賠償の義務については、都市公園条例第 4 章の定めるところによる。

2 前項の場合において、都市公園条例第 23 条の 5 中「第 6 条第 1 項」とあるのは「静岡市大浜公園条例第 4 条第 1 項又は第 2 項」とする。

（監督処分）

第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可

を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可（指定管理者が第4条第1項又は第2項の規定により行う許可を含む。）を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由又は公益上やむを得ない必要が生じた場合

第7条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第4条第1項及び第2項の許可に関すること。

第7条を第13条とし、第4条から第6条までを6条ずつ繰り下げる。

第3条第1項中「公園の管理」の次に「(第15条に規定する公園施設の設置又は管理の許可等に関することを除く。)」を加え、「(以下「指定管理者」という。)」を削り、同条第2項中「公園施設」を「第4条本文の規定による許可行為及びプール」に改め、「料金」の次に「(以下「利用料金」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

3 利用料金は、指定管理者が別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第3条を第9条とし、第2条の次に次の6条を加える。

(行為の禁止)

第3条 公園内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項若しくは第2項による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

- (1) 公園の施設若しくは公園内の土地を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 鳥獣その他の動物を捕獲し、又は殺傷すること。

- (3) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (4) 土地の形状を変更すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) はり紙若しくは広告物を掲げ、又は宣伝すること。
- (7) 指定した場所以外の場所へ自動車等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障がある行為をすること。

(行為の制限)

第4条 公園内において次に掲げる行為をしようとする者は、申請書を提出して、第9条第1項の規定による指定を受けて公園の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行をすること。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を利用すること。
- 2 前項の規定による許可を受けた事項を変更しようとするときは、申請書を提出して、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、やむを得ないと認められる場合に限り、同項又は前項の許可をすることができる。
- 4 指定管理者は、第1項又は第2項の許可に際し、公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(利用の制限)

第5条 指定管理者は、公園の損壊その他の理由により、利用が危険であると認められる場合又は公園を損傷するおそれがあると認められる場合には、公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、公園の利用に関し制限を設け、又は必要な措置を講ずることができる。

(プールの供用期間等)

第6条 公園のプール（以下「プール」という。）の供用期間は、6月1日から9月30日までの期間であつて、指定管理者が市長の承認を得て毎年度定める期間とする。

- 2 プールの開場時間は、午前9時30分から午後6時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、第1項の供用期間又は前項の開場時間を変更することができる。

(プールの入場の制限)

第7条 指定管理者は、プールの入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、プールへの入場を拒否し、又は退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 他の入場者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (3) プールの管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めるとき。

(利用料金)

第8条 第4条第1項及び第2項の規定による行為の許可を受けた者並びにプールを利用しようとする者は、次条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

本則に次の2条を加える。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第17条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

附則第1項ただし書中「次項から附則第4項まで」を「次項及び附則第5項」に改め、「公布の日」を「公布の日から、附則第3項及び附則第4項の規定は令和7年4月1日」に改める。

附則第2項中「第4条及び第5条」を「第10条及び第11条」に改める。

附則第3項を次のように改める。

3 前項前段の規定により公園の指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、第4条、第6条第3項、第8条、第9条第2項から第5項までの規定の例により、行為の許可の手續並びに供用期間並びに開場時間の変更並びに利用料金の設定及び徴収に関し必要な行為を行うことができる。

附則第4項を附則第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 この条例の規定に基づく公園における公園施設の設置若しくは管理の許可又は占用に係る

手続及びこれらに伴う使用料の徴収については、施行日前においてもこれを行うことができる。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第9条関係）

行為をする場合の利用料金の限度額

区分		単位	金額
第4条第1項第1号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	88円
	面積により難しいもの	1回1日につき	1,100円
第4条第1項第2号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	88円
	面積により難しいもの	1回1日につき	1,100円
第4条第1項第3号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	44円
	面積により難しいもの	1回1日につき	1,650円
第4条第1項第4号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	33円
	面積により難しいもの	1回1日につき	1,650円

別表第2（第9条関係）

プールの利用料金の限度額

利用区分		単位	金額	
市内に居住する者	一般	1日につき	800円	
	小学生・中学生		400円	
	幼児		100円	
	定期利用	一般	1年度につき	8,000円
		小学生・中学生		4,000円
	回数券（5回券）	一般	1枚	3,200円
小学生・中学生		1,600円		
上記以外の者	一般	1日につき	1,000円	
	小学生・中学生		500円	

	幼児		100 円
定期利用	一般	1 年度につき	10,000 円
	小学生・中学生		5,000 円
回数券（5回券）	一般	1 枚	4,000 円
	小学生・中学生		2,000 円

備考

- 1 「幼児」とは、3歳以上で小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 2 「小学生・中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 「一般」とは、幼児及び小学生・中学生以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

		<p> ██████████ ██ ██████████ </p>
2	請求の趣旨	<p> 被告らは、静岡市（静岡市葵区迫手町5番1号）に対し、静岡市葵区井川字松ノ久保710番1の土地について、昭和49年6月1日時効取得を原因とする所有権移転登記手続きをせよ。 </p>
3	訴えを提起する理由	<p> 本件土地は、旧井川村が、██████████との間で、昭和28年1月28日に売買契約を締結し、代金の支払いをしたが、所有権移転登記がなされていない。昭和44年1月1日、旧井川村は、本市に編入された。昭和49年6月1日、旧井川小学校の供用を開始し、現在まで本件土地全体を占有しているため、時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求め、訴えを提起するものである。 </p>

損害賠償の額の決定について

独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院の移転地における土壌汚染対策に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

- 1 損害賠償の額 342,275,770円
- 2 損害賠償の相手方 東京都港区高輪三丁目22番12号
独立行政法人地域医療機能推進機構
理事長 山本 修一
- 3 事案の概要 令和3年10月29日付けで市と独立行政法人地域医療機能推進機構との間で締結した土地交換仮契約書第11条に基づき、土壌汚染対策費用を支払うものである。

工事委託契約の変更について

平成30年度清県橋委債第1号(一)入江富士見線(桜橋)橋梁架替(その1)工事(平成30年12月13日議決)の委託契約を次のとおり変更する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	契約金額(円)	変更概要
当初	2,212,680,000	旧橋撤去にあたり、想定に比べ、取り壊しが容易な構造であることが判明したため、既設橋りょう撤去工を減工するとともに、工事に支障となる鉄道施設の電気設備移転計画の見直しに伴い、信号通信ケーブル移設が不要となったため、減額の変更を行う。 (当初議決より394,884,000円減額(17.85%減額))
第1回変更後	1,817,796,000	

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	堤町7号線	静岡市葵区堤町914番187地内	—————
		静岡市葵区堤町914番187地内	
2	堤町8号線	静岡市葵区堤町914番187地内	—————
		静岡市葵区堤町914番187地内	
3	小川内焼山線	静岡市清水区小川内1306番1地先	—————
		静岡市清水区小川内1181番1地先	

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

静岡市長 難波 喬 司

整理 番号	路 線 名	旧新 別	起 点	重要な経過地	
			終 点		
1	池田日本平線	旧	静岡市駿河区池田1773番3地先	_____	
			静岡市清水区馬走1522番30地先		
		新	A 区間	静岡市駿河区池田1773番3地先 静岡市清水区馬走1515番5地内	_____
			B 区間	静岡市清水区草薙428番95地先 静岡市清水区馬走1522番1地内	
2	草薙奥1号線	旧	静岡市清水区草薙673番地先	_____	
			静岡市清水区草薙884番地先		
		新	静岡市清水区草薙769番地先	_____	
			静岡市清水区草薙884番地先		

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

整理 番号	路線名	起	点	重要な経過地
		終	点	
1	羽鳥一丁目2号線	静岡市葵区羽鳥一丁目718番地先		_____
		静岡市葵区羽鳥一丁目730番27地先		
2	東静岡駅歩行者専用道 線	静岡市葵区東静岡一丁目43番地内		_____
		静岡市駿河区東静岡二丁目50番地内		